

山鹿市不登校児童生徒に対する経済的支援事業補助金交付要領を次のように定める。

令和8年6月24日

山鹿市教育委員会

山鹿市不登校児童生徒に対する経済的支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国では不登校児童生徒数が12年連続の増加となっている。山鹿市立小中学校においても不登校児童生徒数は増加傾向にあり、それに伴い、教育支援センター及びフリースクール等民間施設を利用する児童生徒の更なる増加が予想される。

市は、不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図るため、教育支援センター及びフリースクール等民間施設に通所している義務教育段階の児童生徒のいる世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。その交付については、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(補助の対象期間)

第2条 補助の対象期間は、令和8年7月1日から令和9年1月29日までとする。

(補助金の交付申請)

第3条 この要領による補助金の交付申請をしようとする者は、山鹿市不登校児童生徒に対する経済的支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（様式第2号）
- (2) 交通費及び実習費に係る事業計画書（事業実績書）（様式第3号）
- (3) 施設利用確認書（様式第4号）
- (4) 通所証明書（様式第5号）
- (5) 出席扱い証明書（様式第6号）

ただし、通所証明書（様式第5号）、出席扱い証明書（様式第6号）は、初回申請時のみの提出で可とする。

2 申請は、実績により行うことができる。

(変更申請)

第4条 規則第6条第1項に規定する申請は、様式第3号を準用するものとする。

(実績報告)

第5条 規則第10条第1項に規定する実績報告書は、様式第3号を準用するものとし、実績報告には施設利用確認書（様式第4号）、通所証明書（様式第5号）及び出席扱い証明書（様式第6号）を添付するものとする。

ただし、通所証明書（様式第5号）、出席扱い証明書（様式第6号）は、初回申請

時のみの提出で可とする。

- 2 前項の実績報告の提出期限は、前期分と後期分と分け、実施要項に定める期日までに市長に提出するものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 市長は、第3条第2項の規定により、実績により申請が行われた場合は、第3条第1項の交付申請書の提出をもって報告されたものとみなす。この場合、交付の決定及び額の確定の通知は、規則第5条及び第11条の規定にかかわらず、交付決定及び額の確定通知書（様式第7号）により行うものとする。
- 4 不交付決定の通知は、不交付決定通知書（様式第8号）により行うものとする。
（補助金等の請求）

第6条 規則第12条に規定する請求は、山鹿市不登校児童生徒に対する経済的支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により行うものとする。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。